

# 社団法人佐倉青年会議所運営規程

## 第 1 章 目 的

### 第 1 条 (目 的)

本規定は、社団法人佐倉会議所(以下、「本会議所」という。)の運営を円滑にし、その目的達成を必要な組織及び運営等に関する事項について定めることを目的とする。

## 第 2 章 組織及び運営

### 第 2 条 (総 会)

1. 定款第 27 条から第 37 条に定める総会に関する事項の庶務は、総務に関する委員会が担当する。
2. 総会の開催通知は、定款第 6 条に定める会員に送付するものとする。

### 第 3 条 (理事会)

1. 定款第 38 条から第 43 条に定める理事会に関する事項の庶務は、事務局が担当する。
2. 定款第 40 条本文に定める定例理事会がは、原則として毎月第 2 水曜日に開催するものとする。但し、理事会の承認を得てこれを変更することができる。
3. 定款第 39 条に定める理事会の議決は、原則として次の手続きにより行うものとする。

(1)協議 当該理事会の属する月の翌々月の事業等の概要検討。

(2)審議 当該理事会の属する月の翌々月の事業等の確定承認。

4. 前項の協議及び審議を行う場合は、事業等を担当する委員長等が書面により理事長宛提出するものとする。

### 第 4 条 (例 会)

1. 例会は、この規程に別に定める各委員会が担当する。
2. 例会は、原則として毎月第 1 水曜日に開催するものとする。但し、例会日及び回数変更については、理事会の承認を得てすみやかに会員に通知しなければならない。
3. 例会の開催通知は、原則として定款第 6 条に定める会員に送付するものとする。

## 第 5 条 (委員会)

1. 定款第 44 条に定めるところにより、本会議所に次の委員会を設置する。

(1)本会議所の総務に関する委員会

(2)地域社会の住民意識の高揚及び地域住民の連帯に関する委員会

(3)地域社会の青少年の健全育成に関する委員会

(4)地域社会の福祉に関する委員会

(5)地域社会の経済及び産業の振興に関する委員会

(6)会員の指導力啓発及び指導力向上に関する委員会

(7)国際青年会議所、日本青年会議所その他の国内・国外の青年会議所及び諸団体との連携、相互理解及び親善に関する委員会

2. 前項に定める委員会は、本会議所が別に定める規程によって選出される次年度理事長が、その持てる英知と信念によって決定した名称及び体制によって、年度毎の総会の議決を得て確定するものとし、その趣旨に反しない範囲において分離、併合又は統合することができる。

3. 委員会は、本会議所定款及びこの規程に別に定める事業の企画立案及び実施を担当するものとし、本会議所の最前線として自覚を持って活動し、その目的遂行に邁進しなければならない。

4. 委員長及び副委員長は、理事長が正会員の中から理事会の同意を得て任命する。

5. 委員は、理事長又は委員長が正会員の中から理事会の同意を得て任命する。

## 第 3 章 役員等

### 第 6 条 (定義及び任務)

1. 本章にいう役員等とは、定款第 19 条第 1 項に定める役員に他、定款第 26 条に定める直前理事長及び本規程第 14 条に定めるアドバイザーという。

2. 役員等は、定款に別に定める事項の他に、第 7 条から第 13 条に定める各々の任務を有する。

### 第 7 条 (理事長)

1. 理事長は、本会議所の代表として渉外業務を担当し、総ての事業の統括責任を持つ。

2. 理事長は、(社)日本青年会議所、関東地区協議会及び千葉ブロック協議会の会員会議所会議に出席し、本会議所の有する評決権の行使及び意見の発表を行う。

#### 第 8 条 (副理事長)

副理事長は、担当委員会を統括して活発な活動を図り、各委員会との連絡調整を行う。

#### 第 9 条 (専務理事)

専務理事は、理事長と連絡を密にし、意見の調整と統一を図り、理事長と一体となって本会議所の主要処務を行う。

#### 第 10 条 (財産理事)

財務理事は、本会議所の金銭出納責任者であることを自覚し、会員の会費納入の有無等を常に把握し、総会又は理事会で要請があればいつでも必要な報告を行う。

#### 第 11 条 (理事)

理事は、常に理事会に出席し、本会議所の事業執行に関する最重要機関構成員であることを自覚して、その意思決定を行う。

#### 第 12 条 (監事)

監事は、総会、理事会及び理事会に出席し、会議に関する講評を行う。

#### 第 13 条 (直前理事長)

直前理事長は、総会及び理事会に出席し、理事長経験を生かして業務について必要な助言を言う。

#### 第 14 条 (アドバイザー)

1. アドバイザーは、総会の同意を得て、理事長が任命する。
2. アドバイザーは、委員会に出席し、業務について必要な助言を言う。

## 第 4 章 出席の取扱い

#### 第 15 条 (出席の定義)

1. 正会員は、総会、例会及び委員会全体行事に出席することを要する。

2. 総会、例会及び委員会全体への出席率(役員の場合には理事会への、新入会員の場合にはオリエンテーションへの出席率が30%に満たない正会員は、定款第16条に定めるところにより除名されることがある。

#### 第16条(出席の特例)

1. 理事長が委員会に出席した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて実質出席率を算出する。
2. 副理事長が担当委員会に出席した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて実質出席率を算出する。
3. 正会員が、次の各号に定める会議等にあらかじめ届け出した場合、出席した旨を理事長宛文章で報告して受理されたときは、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて実質出席率を算出する。

(1)JCI 諸会議、日本 JC 諸会議、関東地区協議会諸会議、千葉ブロック協議会諸会議並びに各 LOM 総会及び例会

(2)各会員大会及び記念式典等、理事長が認めた会議等

4. 数日間にわたって開催される会議等は、1回として扱う。
5. 本会議所の会員規程に別に定めるところにより休会を承認された者には、出席の義務を免除する。
6. 本条第3項に定める会議等に出席し、本会議所の総会、例会、委員会及び理事会に欠席した正会員は、これを出席したものとして取り扱う。

#### 第17条(欠席等の届け出)

正会員は、総ての会議等において欠席、遅刻及び早退をするときは、必ず担当所属長に届け出なければならない

#### 第18条(出席率の公表)

1. 理事長は、専務理事をして正会員の出席率を公表することができる。
2. 前項の公表には、定款第40条第1号から第3号の規定を準用する。

#### 第19条(出席の心得)

正会員は、総会、例会その他主要会議等に出席する場合には、JC バッジ及びネームプレートを着用し

なければならない。

#### 第 20 条（出席の署名）

会議等の出席は、既定用紙に署名することを原則とする。

### 第 5 章 雑 則

#### 第 21 条（委 任）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の協議を経て理事長が別に定める。

#### 附 則

1. この規程は、昭和 51 年 4 月 11 日から施工する。
2. この規程の改定は、昭和 62 年 1 月 1 日から施工する。
3. この規程の改定は、平成 4 年 12 月 2 日から施工する。